



企業研究者活用型基礎研究推進事業

To promote basic research by research personnel in private-sector business



研究開発の遅滞の回避

優れた研究者の人材交流

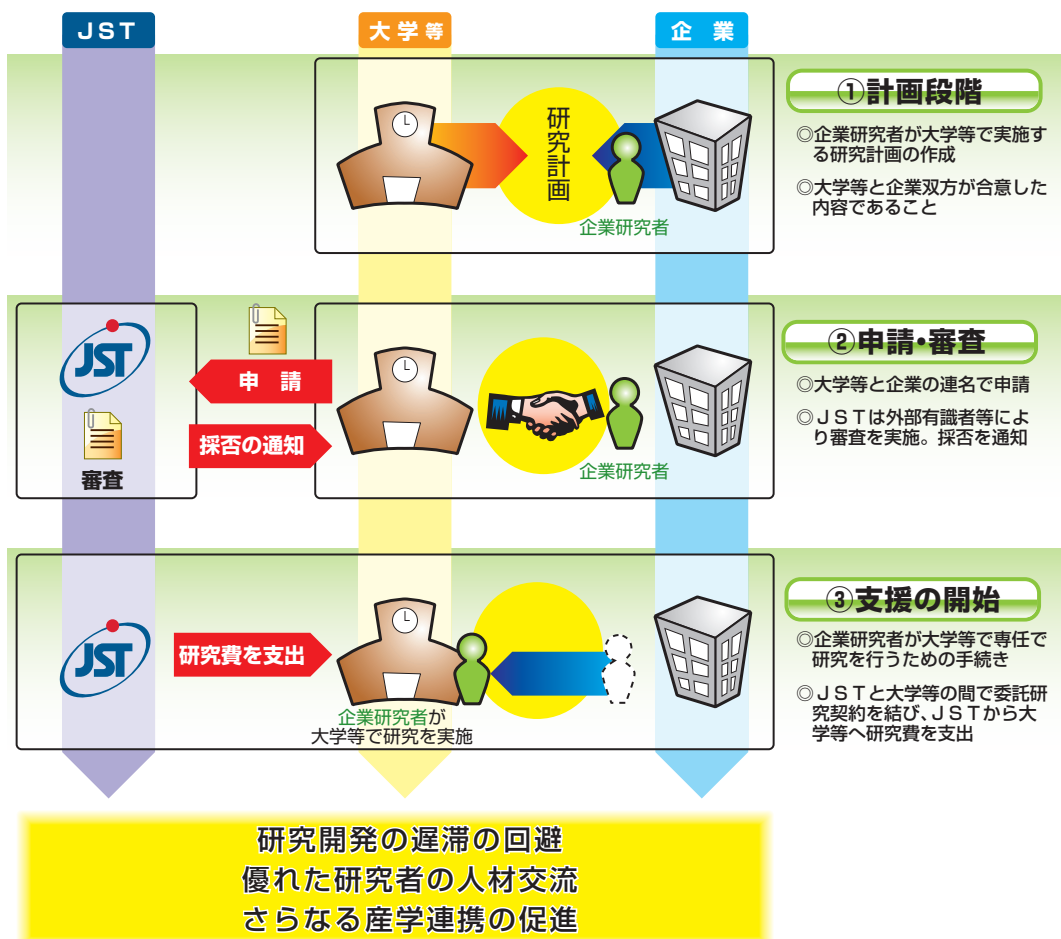
さらなる産学連携の促進

企業の研究者が大学や公的研究機関において取り組む研究テーマを募集中

募集期間:平成21年6月29日(月)~8月10日(月)

■ 制度について ■

「企業研究者活用型基礎研究推進事業」では、企業の研究者が大学や公的研究機関など（以下“大学等”という）の場において研究を実施し、今後の発展が期待される基礎研究テーマに取り組むことで、企業研究者の研究活動の維持、大学等での基礎研究の推進を目的としています。



(注)「大学等」とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等を言います。



企業研究者活用型基礎研究推進事業

To promote basic research by research personnel in private-sector business

● 支援内容

- 採用人数：通算100人程度
- 支援費用：原則1,000万円以内
(間接経費を含む) (企業研究者1人につき)
※JSTが大学等と委託研究契約を結び、大学等へ支出します
- 支援期間：1年間

● 応募の要件等

- 1.原則として自然科学分野の研究をすること。
- 2.受け入れ側の大学等と企業研究者双方の必要性が合致した研究テーマであること。
- 3.具体的な研究実施計画が立案できていること。
- 4.大学等を研究実施場所として、企業研究者が専任で研究を実施すること。
- 5.大学等、企業代表者、企業研究者の3者の連名の申請であること。

● ご注意下さい:応募の方法(電子申請について)

本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」からの電子申請となります。

応募の前に、予め e-Rad への研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

詳しくは、本事業のホームページと、【e-Rad ホームページ <http://www.e-rad.go.jp/>】を合わせてご確認ください。

● 募集説明会のスケジュール 申込みや説明会の詳細はホームページをご覧ください。

名古屋 7/ 9 (木) 13:30 ~ 16:30 JSTイノベーションプラザ東海 (名古屋市南区阿原町 23-1)
※JSTの他制度の募集説明会との合同開催です

京 都 7/10 (金) 14:00 ~ 16:00 JSTイノベーションプラザ京都 (京都市西京区御陵大原 1-30)
※JSTの他制度の募集説明会との合同開催です

札 幌 7/13 (月) 10:30 ~ 12:00 北海道大学 百年記念館 (札幌市北区北 10 条西 8 丁目)

東 京 7/21 (火) 14:00 ~ 15:30 JST東京本部 サイエンスプラザ JSTホール (東京都千代田区四番町 5-3)

仙 台 7/23 (木) 14:00 ~ 15:30 東北大学工学研究科総合研究棟 1F 講義室2 (仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6)

大 阪 7/24 (金) 14:00 ~ 15:30 (財)大阪科学技術センター (大阪市西区靱本町 1-8-4)

東 京 7/27 (月) 14:00 ~ 15:30 JST東京本部 サイエンスプラザ JSTホール (東京都千代田区四番町 5-3)

つくば 7/31 (金) 14:00 ~ 15:30 つくば国際会議場 (茨城県つくば市竹園 2-20-3)

企業研究者活用型基礎研究推進事業のホームページ

<http://www.jst.go.jp/rp-biz/>

● よくあるご質問(FAQ) この他、詳しい情報はホームページをご覧ください。

Q1 申請者の資格の要件とは何か。

A1 企業と大学等が合意した上で、企業が申請を行います。
また下記要件を全て満たすことが必要です。

- ・企業は研究開発を行っていて日本の法人格を有する民間企業で自ら研究開発を行う能力や実績があること。
- ・大学等は企業研究者を受け入れる待遇、及び研究室や設備など環境を提供できること。
- ・企業研究者は、研究期間中、日本国内に居住し、大学等で実施する研究全体のとりまとめに関し責任を持つこと。
- ・企業は企業研究者と申請の同意がなされていること。

Q2 ひとりの企業研究者が複数の申請に関わることは可能か。

A2 申請が採択された場合、企業研究者はひとつのテーマを専任で実施いただくため、複数の申請にならないようにしてください。
ひとつの企業が複数の申請をすることは可能です。

Q3 申請は誰が行うのか。e-Radは企業に所属しているひとが申請してもよいか。

A3 申請は企業研究者が行ってください。また企業研究者が未定の場合には、企業の代理の方が申請してください。e-Radを操作するひとは申請は企業、大学どちらの所属でも結構です。

Q4 企業の了解は必ず必要か。また、どのレベルの了解が必要か。

A4 必要です。申請段階では、企業研究者を大学等で研究を実施させる企業の代表者の内諾が必要になります。

Q5 採択された後の手続きはどうなるのか。

A5 採択を決定した後、JSTより申請者宛に採択通知書が送付されます。その後、大学等が企業研究者に発行した辞令等の写しを提出します。また企業研究者が大学等と協議して実施計画書を提出します。企業研究者とJSTで実施計画等の調整を行ったのち、大学等とJSTは委託研究契約を締結し、研究開発を開始することになります。

※申請書と実施計画書の内容が大きく乖離している場合は、採択を取り消すことがあります。

Q6 支援費用は1,000万円程度とあるが、1,000万円を超えて申請することは可能か。

A6 1,000万円は目途ですので、応募内容に対して適切であればこれを超えて申請することは可能です。ただし、採択時に応募内容や直接経費の額を調整させていただくことがあります。

Q7 直接経費に対する間接経費の比率はいくらか。

A7 原則として直接経費の30%を上限とします。

本事業に関するお問い合わせ

独立行政法人科学技術振興機構 産学連携展開部(事業調整担当)

Tel:03-5214-7054 Fax:03-5214-7064 email:rp-biz@jst.go.jp

ホームページ <http://www.jst.go.jp/rp-biz/>



独立行政法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency